

西京区選挙管理委員会告示第34号

昭和51年10月4日西京区選挙管理委員会告示第5号による公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区の一部を次のように改めます。

平成17年9月8日

西京区選挙管理委員会  
委員長 菊池 潤治

第1投票区の項中「嵐山宮ノ前町」を「嵐山宮ノ前町の一部（第2投票区の区域を除く。）」に改めます。

第2投票区の項中「松室山添町」を「上桂今井町の一部（104番地，128番地，183番地～193番地），松室山添町」に，「松尾東ノ口町」を「松尾東ノ口町の一部（第4投票区の区域を除く。）」に改め，「下山田上園尾町」の右に「，嵐山宮ノ前町の一部（117番地，118番地，132番地～143番地）」を加えます。

第4投票区の項中「上桂今井町」を「上桂今井町の一部（第2投票区の区域を除く。）」に改め，「，上桂東ノ口町の一部（五条通以北の区域）」を削り，「桂上野川原町」の右に「，松尾東ノ口町の一部（73番地，77～84番地，102～109番地）」を加えます。

第6投票区の項中「桂徳大寺町」の右に「，桂徳大寺北町，桂徳大寺南町，桂徳大寺東町」を加え，「，徳大寺清水町の一部（阪急京都線以北の区域）」を削ります。

第7投票区の項中「，徳大寺清水町の一部（阪急京都線以南の区域）」を削ります。

(西京区選挙管理委員会事務局)